

幼稚園（新制度移行園）

指導監査基準（2024年6月1日適用）

町田市地域福祉部

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	幼稚園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	幼稚園の基準に関する法令及び通達等以外の法令又は通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、幼稚園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年3月31日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
2	昭和22年5月23日文部省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
3	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
4	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
5	平成21年3月31日文部科学省告示第60号「学校環境衛生基準」	学校環境衛生基準
6	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
7	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
8	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
9	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
10	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
11	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
12	平成28年8月2日雇児発0802第3号通知「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇児発0802第3号通知
13	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
14	平成5年11月19日労働省令第34号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
15	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
16	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
17	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
18	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
19	昭和31年12月13日文部省令第32号「幼稚園設置基準」	幼稚園設置基準
20	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
21	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
22	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
23	平成12年12月22日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	震災対策条例

No.	関係法令及び通知等	略称
24	平成24年3月30日東京都条例第17号「東京都帰宅困難者対策条例」	帰宅困難者対策条例
25	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
26	平成16年5月31日消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」	消防庁告示第9号
27	昭和46年4月1日文部省令第18号「学校法人会計基準」	学校法人会計基準
28	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
29	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
30	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
31	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
32	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
33	令和2年8月5日薬王食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬王食監発0805第3号通知
34	平成29年3月31日文部科学省告示第62号「幼稚園教育要領」	幼稚園教育要領
35	昭和31年6月5日文管学第219号通知「学校給食の実施について」	文管学第219号通知
36	昭和36年3月31日文体給第82号通知「幼稚園における給食の実施について」	文体給第82号通知
37	平成19年1月17日18初幼教第9号通知「幼稚園における食育の推進について」	18初幼教第9号通知
38	令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知
39	令和5年12月25日5福祉子保第2346号通知「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第2346号通知
40	令和5年5月8日5福祉子保第264号通知「教育・保育施設等における事故の報告について」	5福祉子保第264号通知
41	令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再防止のための事後的な検証について」	こ成安第143号通知
42	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
43	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
44	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
45	平成27年3月31日規則第16号「町田市子ども・子育て支援法に基づく確認に関する規則」	市確認規則
46	令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
47	昭和28年10月31日政令第340号「学校教育法施行令」	学校教育法施行令

No.	関係法令及び通知等	略称
48	昭和25年4月8日東京都規則第51号「私立学校法施行細則」	私立学校法施行細則
49	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
50	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
51	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
52	平成30年3月30日29文科初第1814号通知「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について」	29文科初第1814号通知
53	平成15年5月1日東京都規則第153号「健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
54	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
55	平成31年2月28日府子本第189号・30文科初第1616号・子発0228第2号・障発0228第2号通知「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
56	平成31年2月28日府子本第190号・30文科初1618号・子発0228第3号・障発0228第3号通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
57	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
58	令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号通知「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第659号通知

運 營 管 理 編

目 次

1	認可変更	
(1)	認可事由の変更等	1
2	運営及び組織	
(1)	個人情報保護	1
(2)	園日誌	1
3	就業規則等の整備	
(1)	就業規則	1
(2)	給与規程	2
(3)	育児休業規程等	3
(4)	旅費	5
(5)	労使協定等	6
(6)	周知等の措置	6
4	編制	
(1)	職員配置	7
(2)	職員関連帳簿の整備	7
5	勤務状況	
(1)	勤務体制等	8
(2)	採用	9
(3)	社会保険	9
6	健康管理	
(1)	安全衛生管理体制	10
(2)	職員健康診断	10
7	園長の責務等	
(1)	職員会議	10
8	施設及び設備等	
(1)	施設及び設備等の状況	11
(2)	環境衛生	12

9 災害対策の状況

(1) 管理体制（防火管理者）	1 2
(2) 消防計画等	1 3
(3) 防災訓練等	1 3
(4) 防火対策	1 3
(5) 保安設備	1 3
(6) 消防署の立入検査	1 4
(7) 安全対策	1 4

特定教育・保育施設としての基準

1 確認の変更、変更の届出等	1 5
2 基本原則（運営）	1 5
3 利用定員に関する基準	1 6
4 運営に関する基準	
(1) 内容及び手続の説明及び同意	1 6
(2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 6
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 6
(4) 市が行うあっせんへの協力	1 6
(5) 受給資格等の確認	1 6
(6) 施設型給付費等の額の通知	1 7
(7) 評価（自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価）	1 7
(8) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	1 7
(9) 特定教育・保育施設の運営規程	1 7
(10) 勤務体制の確保等	1 8
(11) 定員の遵守等	1 8
(12) 重要事項の掲示	1 8
(13) 秘密保持	1 8
(14) 情報の提供等	1 8
(15) 利益供与等の禁止	1 9
(16) 苦情解決	1 9
(17) 地域との連携等	1 9
(18) 電磁的記録	1 9

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 給与規程	3 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない事項) ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。)並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法 (2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項) ① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項 なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。	3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。 ・ 有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。 ・ 勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・ 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか。	(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条	(1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則の内容が不適正である。 (3) 就業規則と現状に差異がある。	B B B
	4 非常勤職員等の短時間労働者についても、労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の法令を遵守する必要がある、当該職員に適用される就業規則が必要である。	4 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)。	(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針(平成19年厚生労働省告示第326号)	(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。	B
	1 給与規程は、就業規則の一部であり、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであり、職員の給与が職員の処遇上極めて重要である。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届けているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。	2 給与規程の内容は適正か。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条	(1) 給与規程の内容に不備がある。 (2) 給与規程と実態に差異がある。	B B
	3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第15条、第89条	(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確となっていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 - 雇用された期間が1年に満たない場合 - 申出の日から1年以内（1歳6ヵ月及び2歳まで育児休業する場合には6ヵ月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヵ月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 - 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 - 育児休業の取得に必要な手続 - 育児休業期間 ※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 - 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 (3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 《周知事項》 ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合） 2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。 3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条 (3) 育児・介護休業法施行規則第8条 (4) 雇児発0802第3号通知 (5) 平成3年12月20日基発第712号「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」 (1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児介護休業法施行規則第71条の2 (1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4 (3) 平成3年12月20日基発第712号「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。 (1) 職員に周知していない。又は不十分である。	B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	《周知・意向確認の方法》 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らか ・ 1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 介護休業の取得に必要な手続 ・ 介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合のうち、労働時間の短縮措置を講じることが困難な業務に従事する労働者については、以下のいずれかの措置を講じなければならない。	5 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)。 1 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児発0802第3号通知 (1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～第24条	(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。	B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 (2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間) (3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 4 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日(子が2人以上の場合、10日)休暇を取得できる。 また、看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。 5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日)、介護のために休暇を取得することができる。 6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	2 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。 3 介護休暇制度について、適切に実施しているか。 4 労働者の配置について、配慮しているか。 1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか(実費以外を支給している場合)。	(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4 (1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7 (1) 育児・介護休業法第26条 (1) 労働基準法第89条、第90条	(2) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。 (3) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。 (1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。 (1) 労働者の配置について、配慮していない。 (1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程内容と実態に差異がある。	B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	2 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B
	3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1か月超1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	3 (変形労働時間制を取っている場合)変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2～第32条の4	(1) 変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制(1か月超1年以内)に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B
(6) 周知等の措置	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。	1 就業規則等を職員に周知しているか。	(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2	(1) 職員に周知していない。又は周知が不十分である。	B
	2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。	2 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。	(1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号「改正労働基準法の施行について」	(1) 口座振込に対して個人の同意を得ていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 編制 (1) 職員配置	1 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代えることができる。 2 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を1人置くことを原 3 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 4 幼稚園には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとする。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 学校教育法第7条 (2) 学校保健安全法第23条 (3) 幼稚園設置基準第5条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
(2) 職員関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しなければならない。 (1) 履歴書 職員の履歴書(資格が必要な職種の職員については、資格を証する書類(教員免許状、保育士証等)の写しを含む。)を整備すること。 (2) 服務関連帳簿 - 職務分担表(職員の担任学級及び担当業務等) - 学校医、学校歯科医、学校薬剤師執務記録簿 - 出勤簿(タイムカード) - 勤務体制等に関する帳簿(勤務割表、時間外労働、休暇取得、出張(外出)に関するもの等) (3) 労働者名簿 労働基準法の規定に基づき、労働者名簿を作成しなければならない。 〈労働者名簿の記載事項〉 ①氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇入れ年月日、⑧退職年月日及びその事由、⑨死亡年月日及びその原因等 (4) 賃金台帳 労働基準法の規定に基づき、各労働者の賃金台帳を作成しなければならない 〈賃金台帳の記載事項〉 ①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働等の時間数、⑦基本給・手当その他の賃金の種類ごとにその額、⑧賃金控除の額	1 職員に関する帳簿を適切に整備しているか。 2 職員関連帳簿を適正に保管しているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条第1項 (2) 労働基準法第107条、第108条 (3) 労働基準法施行規則第53条～第55条の2 (4) 労働安全衛生法第66条の8の3 (5) 労働安全衛生規則第52条の7の3 (6) 市条例第34条第1項 (1) 学校教育法施行規則第28条第2項 (2) 労働基準法第109条 (3) 労働基準法施行規則第56条	(1) 履歴書、服務関連帳簿を整備していない。 (2) 履歴書、服務関連帳簿の整備が不十分である。 (3) 労働者名簿を整備していない。 (4) 賃金台帳を整備していない。 (1) 適正に保管していない。	C B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 採用	1 事業主は募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。 2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は有期労働契約に更新回数の上限がある場合には当該上限を含む。) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及 ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また、昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。 3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等を明確にすること。労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 〈パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項〉 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 なお、非常勤職員の雇用に当たっては、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の教育・保育教諭が生じることのないように留意すること。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。	(1) 均等法第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。 (1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。 (1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。	B B B B
(3) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険及び厚生年金保険について、職員1人以上を使用する事業所は、雇用保険及び労働者災害補償保険について、それぞれ加入の義務がある。 なお、私立学校教職員等、その他の共済制度の加入対象である場合は、関係法令の規定によること。	1 社会保険への加入は適正か。	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条、第48条 (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条～第12条、第27条 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条～第7条 (4) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第4条 (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条 (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)	(1) いずれかの保険に未加入である。 (2) いずれかの保険に未加入者がいる。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 健康管理 (1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 〈常時使用する労働者が50人以上の場合〉 - 衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。ただし、園医を産業医として専任した場合は、産業医の届出は不要。 - 衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること。(月1回以上) 〈常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合〉 - 衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。(職員が常時50人以上の場合) 2 衛生委員会を設置しているか。(職員が常時50人以上の場合) 3 衛生推進者を選任しているか。(職員が常時10人以上50人未満の場合)	(1) 労働安全衛生法第12条、第13条 (2) 労働安全衛生法施行令第4条、第5条 (3) 労働安全衛生規則第7条、第13条 (1) 労働安全衛生法第18条 (2) 労働安全衛生規則第22条、第23条 (1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4	(1) 衛生管理者及び産業医を選任していない。 (2) 衛生管理者及び産業医の届け出をしていない。 (1) 衛生委員会を設置していない。 (1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B B B
(2) 職員健康診断	1 園の設置者は、毎年度定期に、職員の健康診断を行い、職員健康診断票を作成し、5年間保存しなければならない。 なお、健康診断の結果に基づき、治療の指示及び勤務の軽減等、適切な措置を取らなければならない。 〈労働安全衛生法に基づく健康診断〉 - 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) - 定期健康診断は1年以内ごとに1回(夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回)、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。なお、1年以上引き続き使用されている者(予定を含む。)で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。 - 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期に医師による腰痛の健康診断を実施すること。 - 労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。 2 常時使用する労働者が50人以上の園は、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しなければならない。	1 職員の健康診断を適切に実施しているか。 2 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。(職員が常時50人以上の場合)	(1) 学校保健安全法第15条、第16条 (2) 学校保健安全法施行規則第12条～第17条 (3) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (4) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第51条、第52条の9～21 (5) 平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」第3 11(4) (6) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」 (1) 労働安全衛生規則第52条	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施時期又は項目が不適切である。 (4) 健康診断実施記録の整備が不十分である。 (1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。	C B B B B
7 園長の責務等 (1) 職員会議	園には、園長の職務の円滑な遂行に資するため、職員会議を置くことができる。円滑な園運営のためには、職員会議等を通じて職員間の連携を十分図ることが重要である。 園長は、議事に応じて適切な職員を招集して、園の運営方針及びその内容等を十分協議すること。なお、職員会議の内容については記録を作成し欠席者に周知する等、職員間の情報共有を図ること。	1 職員会議は適切に開催しているか。	(1) 学校教育法施行規則第39条、第48条	(1) 職員会議の開催方法等が不適切である。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 施設及び設備等 (1) 施設及び設備等の状況	1 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。 2 園舎及び運動場の面積は、下記基準を満たさなければならない。 園舎 (1) 学級 180㎡以上 (2) 2学級以上 $320\text{㎡} + (\text{学級数} - 2) \times 100\text{㎡}$以上 運動場 (1) 2学級以下 $330\text{㎡} + 30 \times (\text{学級数} - 1)\text{㎡}$以上 (2) 3学級以上 $400\text{㎡} + 80 \times (\text{学級数} - 3)\text{㎡}$以上 3 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 ① 職員室 ② 保育室(保育室の数は、学級数を下ってはならない) ③ 遊戯室 ④ 保健室 ⑤ 便所 ⑥ 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備(飲料水用設備は、手洗用又は足洗用設備と区別すること。また、飲料水の水质は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。) 上記設備のほか、①放送聴取設備、②映写設備、③水遊び場、④園児清浄用設備、⑤給食施設、⑥図書室、⑦会議室を備えるよう努めなければならない。 また、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。 4 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。	1 施設及び設備は基準を満たしているか。 2 施設及び設備の認可内容と現状に相違がないか。 3 施設及び設備に危険な箇所はないか。 4 園舎及び運動場の基準面積が確保されているか。 5 必要な施設及び設備が備えられているか。 6 学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えられているか。	(1) 幼稚園設置基準第7条～第12条 (2) 学校教育法施行令第27条の2 (1) 幼稚園設置基準第8条 (1) 幼稚園設置基準第9条、第11条、第12条 (1) 幼稚園設置基準第10条	(1) 施設及び設備が基準を満たしていない。 (1) 施設及び設備の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (1) 施設及び設備に危険な箇所がある。 (2) 施設及び設備にやや危険な箇所がある。 (1) 園舎及び運動場の基準面積が不足している。 (1) 必要な施設及び設備が備えられていない。 (1) 必要な種類及び数の園具及び教具を備えられていない。	C C B C B C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 環境衛生	1 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。 2 幼稚園は、他の法令に基づくもののほか、毎年度定期又は臨時に、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査を行わなければならない。 なお、学校環境衛生基準に照らし、適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じること。 また、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。 3 飲用に供する水については、法令に基づく検査等、衛生上必要な措置を講じなければならない。 (1) 専用水道(地下水・井戸水を100人又は一日最大20m³を超えて供給する場合)の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 (2) 簡易専用水道(受水槽の有効容量の合計が10m³を超える場合)は、指定検査機関による水質検査及び貯水槽の清掃を毎年1回以上実施しなければならない。 (3) 浄化槽を使用している場合、指定検査機関等による放流水の水質検査、浄化槽の保守点検及び清掃を毎年1回行うこと。	1 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 2 保育室、便所等の設備は清潔か。 3 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査を適切に実施しているか。 4 飲用に供する水について、水質検査、衛生管理等を適切に行っているか。	(1) 学校保健安全法第4条、第6条 (2) 幼稚園設置基準第7条、第10条 (1) 学校保健安全法第5条、第6条 (2) 学校保健安全法施行規則第1条、第2条 (3) 学校環境衛生基準 (1) 水道法(昭和32年法律第177号)第20条、第34条、第34条の2 (2) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第1条、第2条 (3) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第15条、第54条～第56条 (4) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条、第11条	(1) 採光、換気等が悪い。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 環境衛生検査を適切に実施していない。 (2) 環境衛生検査の実施方法が不適切である。 (3) 改善のために必要な措置を講じていない。 (1) 水質検査等を適切に実施していない。	C C B C B B B
9 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理者)	1 園は、消防法に定める防火対象物となるため、消防法施行令に定める資格を有する者の中から防火管理者を選択し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 2 防火管理者は、防災管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 〈業務内容〉 ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	1 管理者又は監督的地位にある者を防火管理者に選任し、届け出ているか。 2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2 (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 消防計画等	1 園は、非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画として、消防計画を作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 2 事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 防災管理者を選任している事業所の場合は、消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 3 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。	1 消防計画を適切に作成しているか。 2 消防計画を所轄消防署に届け出ているか。 3 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。	(1) 消防法施行規則第3条 (2) 震災対策条例第10条 (3) 帰宅困難者対策条例第4条第4項 (4) 消防庁告示第2号 (1) 消防法施行規則第3条 (1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。 (1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区市町村に報告していない。	B B B B
(3) 防災訓練等	1 園は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練のそれぞれについて、少なくとも年2回以上実施しなければならない。(図上訓練は含まない) - 消防計画に沿った訓練を行うこと。 - 地震想定訓練を行うこと。 - 避難行動、初期消火行動を伴う実地訓練とすること。 - 少なくとも年1回は引取訓練を行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 - 非常災害に対する避難訓練とは別に、不審者対応訓練を行うよう努めること。 2 訓練を実施した際には、訓練結果を記録し、整備しておかなければならない。 なお、次回訓練等の参考とするため、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録することが望ましい。 3 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しなければならない。	1 避難訓練及び消火訓練等を適切に実施しているか。 2 訓練結果の記録を整備しているか。 3 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 消防法第3条 (3) 消防法施行規則第3条第10項 (1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項 (1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難訓練及び消火訓練を適切に実施していない。 (2) 地震想定訓練を実施していない。 (3) 実施方法が不適切である。 (1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区市町村に報告していない。	B B B B B
(4) 防火対策	1 園で使用するカーテン、布製のブラインド、暗幕、どん帳、じゅうたん等は、防災性能を有するものでなければならない。	1 カーテン、じゅうたん等は防災性能を有しているか。	(1) 消防法第8条の3 (2) 消防法施行令第4条の3 (3) 消防法施行規則第4条の3	(1) カーテン、じゅうたん等が防災性能を有していない。	B
(5) 保安設備	1 園は、消火器等の消火用具、非常その他非常災害に際して必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにしなければならない。	1 非常災害に際して必要な設備が適切に設けられているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項、第21条～第25条	(1) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設置していない。 (2) 避難器具を設置していない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	〈消防法令による設置〉 (1) 非常警報器具又は非常警報設備 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合(自動火災報知設備の有効範囲内の場合は除く。) ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満の場合(自動火災報知設備又は非常警報設備の有効範囲内の場合は除く。) (2) 消防機関へ通報する設備 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合で、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合 (3) 避難器具 地階又は2階以上かつ当該階の収容人数が20人以上の場合 2 消防用設備等については、点検及び整備を行い、その結果を年1回消防署長へ報告しなければならない。 ① 機器点検:6か月ごとに1回 ② 総合点検:1年ごとに1回	2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。		(3) 整備が不十分である。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。	B B B
(6) 消防署の立入検査	消防署の立入検査の結果による指示事項については、速やかに改善しなければならない。	4 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法第17条の3の3 (2) 消防法施行規則第31条の6 (3) 消防庁告示第9号	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B
		1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。	B
				(2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B
(7) 安全対策	1 園は、園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、危険等発生時において適切に対処することができるよう、当該園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 <例> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 学校保健安全法第26条 (2) 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第74条 (4) 道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第9条の9、10	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 園は、園児の安全の確保を図るため、園の施設及び設備の安全点検、園児に対する安全に関する指導、職員の研修等について園の安全計画を作成し、実施しなければならない。 なお、安全点検については、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無については系統的に行わなければならない。また、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。 3 自動車を運行する場合の所在の確認 園は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）	2 安全計画に基づき、施設及び整備の安全点検を行っているか。 3 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 4 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 学校保健安全法第27条、第28条 (2) 学校保健安全法施行規則第28条、第29条 (1) 学校保健安全法施行規則第29条の2 (2) 学校保健安全法施行規則第29条の2第2項	(1) 安全計画を作成していない。 (2) 施設及び設備の安全点検を実施していない。 (3) 日常的な点検を行っていない。 (1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C C B C C
特定教育・保育施設としての基準					
1 確認の変更、変更の届出等	1 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を増加しようとするときは、確認の変更を申請することができる。 2 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市へ届け出なければならない。 3 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市へ届け出なければならない。	1 確認の変更を申請しているか。 2 変更の届出をしているか。 3 利用定員の減少の届出をしているか。	(1) 支援法第32条第1項 (2) 支援法施行規則第31条 (3) 市確認規則第3条 (1) 支援法第35条第1項 (2) 支援法施行規則第33条 (3) 市確認規則第4条 (1) 支援法第35条第2項 (2) 支援法施行規則第34条 (3) 市確認規則第5条	(1) 確認の変更を申請していない。 (1) 変更の届出をしていない。 (1) 利用定員の減少の届出をしていない。	C C C
2 基本原則（運営）	特定教育・保育施設、当該特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。 2 研修の成果を活用しているか。	(1) 児童虐待防止法第3条 (2) 市条例第3条第4項、第21条第3項、第25条	(1) 必要な体制の整備を行っていない。 (2) 必要な措置を講じていない。 (3) 必要な措置が不十分である。 (1) 研修の成果を活用していない。	C C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 利用定員に関する基準	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 ○ 幼稚園 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 2 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員は遵守されているか。	(1) 市条例第4条第2項、第22条	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (2) 入所児童数が利用定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (3) 定員の見直し等を行っていない。	C B B
4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、市条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、市条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 重要事項の交付及び説明を行い、教育・保育の提供の開始について、同意を得ているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない。 (2) 教育・保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていない。	C C
(2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	1 教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒否していないか。	(1) 支援法第33条第1項 (2) 市条例第6条第1項	(1) 正当な理由がないにも関わらず、保護者からの利用の申込みを拒否している。	C
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 幼稚園は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 2 選考の方法は、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。	1 公正な方法で選考しているか。	(1) 支援法第33条第2項 (2) 市条例第6条第2項	(1) 公正な方法で選考していない。	C
(4) 市が行うあっせんへの協力	特定教育・保育施設は、施設の利用について支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 選考方法を明示した上で選考を行っているか。	(1) 市条例第6条第4項	(1) 選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。	C
(5) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 市が行うあっせん・要請に対し協力しているか。	(1) 市条例第7条第1項	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力できていない。	C
		1 受給資格等の確認を行っているか。	(1) 市条例第8条	(1) 支給認定証によって、保育必要量等を確認していない。	B
		2 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 市条例第9条第1項	(1) 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	3 教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 市条例第9条第2項	(1) 原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。	C
(6) 施設型給付費等の額の通知	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、市条例第13条第2項に規定する法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 施設型給付費の額を通知しているか。 2 特定教育・保育提供証明書の交付を行っているか。	(1) 市条例第14条第1項 (1) 市条例第14条第2項	(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、保護者に対し通知していない。 (1) 必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対し交付していない。	C C
(7) 評価(自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価)	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。 2 保護者評価、関係者評価、第三者評価を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 市条例第16条第1項 (1) 市条例第16条第2項	(1) 自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、改善を図っていない。 (1) 定期的に保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	C C
(8) 教育・保育給付認定保護者に 関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	(1) 市条例第19条	(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を市に通知していない。	C
(9) 特定教育・保育施設の運営規程	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育施設の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この(4)において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 特定教育・保育施設運営規程を適切に定めているか。	(1) 市条例第20条	(1) 特定教育・保育施設運営規程等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。 3 研修の機会が確保がされているか。	(1) 市条例第21条第1項 (1) 市条例第21条第2項 (1) 市条例第21条第3項	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (1) 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。 (1) 研修の機会を確保していない。	C C C
(11) 定員の遵守等	特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。	1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 市条例第22条	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
(12) 重要事項の揭示	特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。 2 利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧できる措置を講じているか。	(1) 市条例第23条 (2) 市条例第23条	(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない。 (2) 利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧できる措置を講じていない。	C C
(13) 秘密保持	1 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置(例)> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する場合、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 2 文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 市条例第27条第1項、第2項 (1) 市条例第27条第3項	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。 (1) 文書により保護者の同意を得ていない。	C B C
(14) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはならない。	1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行っているか。 2 特定教育・保育施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっていないか。	(1) 市条例第28条第1項 (1) 市条例第28条第2項	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行っていない。 (1) 施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。	B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 利益供与等が行われていないか。 2 利益収受等が行われていないか。	(1) 市条例第29条第1項 (1) 市条例第29条第2項	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。 (1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C C
(16) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この項目において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、4の改善の内容を当該市に報告しなければならない。	1 苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。 2 苦情内容等を記録しているか。 3 市が実施する事業へ協力しているか。 4 市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。 5 改善の内容を当該市へ報告しているか。	(1) 市条例第30条第1項 (1) 市条例第30条第2項、第34条第2項第4号 (1) 市条例第30条第3項 (1) 市条例第30条第4項 (1) 市条例第30条第5項	(1) 苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置を講じていない。 (1) 苦情について、その内容等を記録していない。 (1) 苦情に関して市が実施する事業に協力していない。 (1) 市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。 (2) 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 (1) 市が求めた事項に関する改善内容を当該市に報告していない。	C C B C C
(17) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 市条例第31条	(1) 地域との交流に努めていない。	B
(18) 電磁的記録等	1 特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。		(1) 市条例第53条第1項		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 特定教育・保育施設は市条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて市条例第53条第4項で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 3 2の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合はこの限りでない。 ※ 1～3は市条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。(市条例第53条第6項)	1 電磁的方法及び内容について、文書又は電磁的方法で同意を得ているか。 2 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。	(1) 市条例第53条第2項～第4項 (1) 市条例第53条第5項	(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。	C C

教 育 内 容 編

目 次

1	教育の状況	
(1)	教育課程の役割と編成等	1
(2)	小学校教育との円滑な連携	1
(3)	全体的な計画の作成	1
(4)	指導計画の作成	1
(5)	障がいのある幼児などへの指導	1
(6)	指導計画の評価及び改善	1
(7)	教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項	2
(8)	虐待等の行為	2
(9)	家庭との連携	2
(10)	教育の体制	2
(11)	備えるべき表簿	2
2	食事の状況	
(1)	食に関する指導計画	3
(2)	幼児の状況に応じた配慮	3
(3)	食中毒対策等	3
(4)	常備する諸帳簿等	4
(5)	営業の届出等	4
3	健康・安全の状況	
(1)	保健計画	5
(2)	園児の健康診断	5
(3)	健康状態等の把握	5
(4)	虐待等への対応	5
(5)	感染症の予防	6
(6)	安全対策の状況	6

特定教育・保育施設としての基準

1	基本原則	8
2	教育に関する基準	
(1)	子どもの心身の状況の把握と保護者との連絡状況	8
(2)	小学校等との連携	9
(3)	教育の提供の記録	9
(4)	幼稚園教育要領に基づいた教育の提供	9
(5)	教育内容の自己評価	9
(6)	相談及び援助	9
(7)	教育提供困難時の対応	9
(8)	緊急時等の対応	9
(9)	差別の禁止	10
(10)	虐待等の禁止	10
(11)	事故発生の防止及び発生時の対応	10
(12)	提供する教育・保育の記録	10

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育の状況	教育の状況については、「幼稚園教育要領」を評価の基準とする。 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。 幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援を努めること。なお、家庭との連携にあたっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりすることなどを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。		(1) 幼稚園教育要領 (2) 市条例第15条第1項第3号		
(1) 教育課程の役割と編成等	各幼稚園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した教育課程を編成するものとする。 なお、教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。	1 教育課程を編成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3 (2) 市条例第15条第1項第3号	(1) 教育課程を編成していない。	C
(2) 小学校教育との円滑な接続	幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	1 小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3-5、第6-3	(1) 小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っていない。	B
(3) 全体的な計画の作成	各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。	1 全体的な計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3-6	(1) 全体的な計画を作成していない。	C
(4) 指導計画の作成	指導計画の作成に当たっては、教育課程に基づき、長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。	1 長期の指導計画があるか。 (年度計画や月案など) 2 短期の指導計画があるか。 (週案や日案など)	(1) 幼稚園教育要領第1章第4 (2) 市条例第15条第1項第3号	(1) 長期の指導計画がない。 (1) 短期の指導計画がない。	C C
(5) 障がいのある幼児などへの指導	障がいのある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通じて全体的な発達を即していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。 また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。	1 障がいのある幼児などへの指導について、個々の幼児の実態を把握し、個別の指導計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第5 (2) 市条例第15条第1項第3号	(1) 障がいのある幼児などへの指導について、指導計画の作成が不十分である。 (2) 障がいのある幼児などへの指導について、家庭や関係機関との連携が不十分である。	B B
(6) 指導計画の評価及び改善	幼児の実態及び園児を取り巻く状況の変化等に即して指導の過程について評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。	1 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第4-2(2)ウ	(1) 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善が図られていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮し、計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多用な経験ができるようにすること。	1 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第3章1	(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成していない。	C
(8) 虐待等の行為	幼稚園の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。 ① 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 園児にわいせつな行為をすること。又は園児にわいせつな行為をさせること。 ③ 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の園児による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての業務を著しく怠ること。 ④ 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童虐待防止法第2条、第3条 (2) 市条例第25条 (3) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(9) 家庭との連携	保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。	1 保護者との連携は適切に行われているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第6-2	(1) 保護者との連絡体制ができていない。	C
(10) 教育の体制 ア 教育を行う期間等	幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別に事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 また、1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。	1 39週の教育週数を確保しているか。 2 4時間の教育時間を確保しているか。	(1) 学校教育法施行規則第37条 (2) 幼稚園教育要領第1章第3-3(2)、(3) (3) 市条例第15条第1項第3号	(1) 正当な理由なく教育週数が39週を下っている。 (1) 正当な理由なく教育時間が4時間を下っている。	C C
イ 学級編成	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。	1 1学級の幼児数は、35人以下となっているか。	(1) 幼稚園設置基準第3条	(1) 1学級の幼児数が35人以下となっていない。	C
ウ 園具及び教具	幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	1 必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	(1) 幼稚園設置基準第10条	(1) 必要な種類及び数の園具及び教具を備えていない。	C
(11) 備えるべき表簿 ア 出席簿	園長は、在学する園児について出席簿を作成しなければならない。	1 出席簿を作成しているか。	(1) 学校教育法施行規則第25条	(1) 出席簿を作成していない。 (2) 出席簿の記録内容が不十分である。	C B
イ 指導要録	1 園長は、その園に在籍する園児の指導要録を作成しなければならない。	1 指導要録を作成しているか。	(1) 学校教育法施行規則第24条第1項、第28条 (2) 29文科初第1814号通知	(1) 指導要録を作成していない。 (2) 指導要録の記録内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。	2 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付しているか。	(1) 学校教育法施行規則第24条第2項、第3項 (2) 29文科初第1814号通知	(1) 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付していない。	C
ウ その他の表簿	1 園には、日課表を備えなければならない。 2 園には、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録を備えなければならない。	1 その他の必要な表簿を備えているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な表簿を作成していない。 (2) 必要な表簿に不備がある。	C B
エ 表簿の保存	幼稚園において備えなければならない表簿は、5年間保存保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。	1 備えるべき表簿を適切に保管しているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条第2項	(1) 備えるべき表簿を適切に保管していない。	C
2 食事の状況	子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。 (1) 食に関する指導計画 幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、幼稚園における食育を推進するための食に関する指導計画を作成すること。 (2) 幼児の状況に応じた配慮 健康な心と体を育てるためには食事を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 なお、食物アレルギー等への対応が必要な幼児については、保護者と十分に連携を図ること。 (3) 食中毒対策等 食中毒予防の徹底を図るため、中小規模調理施設においても「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号別添)の趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図ることが望ましい。 1 食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。	1 食に関する指導計画が作成されているか。 1 幼児の食生活の実情に配慮した食事を提供しているか。 2 幼児と会食することによって保育の徹底を図っているか。 3 幼児の食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。 1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。 2 検査結果は適切に保管しているか。 3 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 食育基本法 (1) 食育基本法第5条、第11条第1項、第20条 (2) 18初幼教第9号通知 (1) 幼稚園教育要領第2章健康3(4) (2) 文体給第82号通知 (3) 18初幼教第9号通知 (1) 労働安全衛生規則第47条、第51条 (2) 文管学第219号通知 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17	(1) 食に関する指導計画が作成されていない。 (1) 幼児の食生活の実情に配慮した食事を提供していない。 (2) 幼児の食生活の実情に配慮した食事の提供が不十分である。 (1) 幼児と会食することによって保育の徹底を図っていない。 (1) 食物アレルギー対策が不適切である。 (2) 食物アレルギー対策が不十分である。 (1) 調理等従事担当者の検便を適切に行っていない。 (1) 検査結果を適切に保管していない。 (1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。	B C B B C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	○ 定期的に検便を実施すること。 ※月1回以上実施することが望ましい。 ○ 雇入れの際及び調理業務又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で業務に従事させること。 ○ 検便の検査結果は、適切に保管すること。 ○ 毎日作業開始前に、各調理・調乳従事者等の健康状態を確認し、その結果を記録することが望ましい。				
	2 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。	4 食中毒事故の発生予防を行っているか。		(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。	B
	3 腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の原因の調査をより円滑かつ確実に実施するため、事業所で提供する全ての食品(既製品を含む。)について、原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、－20℃以下で2週間以上保存することが望ましい。	5 検査用保存食を適切に保存しているか。		(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	B B
(4) 常備する諸帳簿等	参考「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について(平成9年6月30日衛食第201号)」「大規模食中毒対策等について(平成9年3月24日衛食第85号)」 給食を提供する幼稚園では、その適正を期するため、給食実施に必要な諸帳簿等を備えつけておくこと。	1 献立表が適切に作成されているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 文管字第219号通知	(1) 献立表を作成していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。	B B
(5) 営業の届出等 ア 営業等の届出	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生法に基づく営業の届出(営業届)を、施設の所在地を管轄する保健所等に行なわなければならない(令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。) 調理業務を外部事業者に委託する場合は、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。 なお、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設(以下「特定給食施設」という。)の設置者は、健康増進法に基づく特定給食施設の開始届(給食開始届)を営業の届出とは別に施設の所在地を管轄する保健所等に行なわなければならない。	1 集団給食施設の営業の届出を提出しているか。 2 特定給食施設の開始届(給食開始届)を提出しているか。	(1) 健康増進法第20条 (2) 食品衛生法第57条、第68号 (3) 食品衛生法施行規則第70条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 集団給食施設の営業の届出を提出していない。 (2) 特定給食施設の開始届(給食開始届)を提出していない。	B B
イ 食品衛生責任者の選任	1 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条	(1) 栄養管理報告を行っていない(特定給食施設に該当する園のみ。)	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況	幼稚園は、健康や安全で幸福な生活のために、必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ることを目標とする。		(1) 学校教育法第23条第1項第1号		
(1) 保健計画	園児の心身の健康の保持増進を図るため、園児の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を作成し、これを実施しなければならない。	1 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 学校保健安全法第5条 (2) 市条例第15条第1項第3号	(1) 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めていない。	B
(2) 園児の健康診断	1 幼稚園においては、毎学年定期に園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後、速やかに健康診断を行うものとする。 健康診断の項目及び方法は、学校保健安全法施行規則第6条から第7条までの規定に従うこと。 2 幼稚園においては、園児の健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の健康診断票を転園先に送付しなければならない。	1 園児の健康診断を適正行っているか。 2 園児の健康診断票を作成しているか。	(1) 学校保健安全法第13条、第17条 (2) 学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第7条 (3) 市条例第17条 (1) 学校保健安全法施行規則第8条第1項 (2) 学校教育法施行規則第28条第1項第4号	(1) 健康診断を毎学年定期的に行っていない。 (2) 実施時期、方法が不適切である。	C B
	3 健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。	3 園児が転園した場合に、健康診断票を転園先に送付しているか。 4 健康診断の実施後に、保護者への通知及び必要な対応をしているか。	(1) 学校保健安全法施行規則第8条第3項 (1) 学校保健安全法第14条 (2) 学校保健安全法施行規則第9条	(1) 健康診断票を転園先に送付していない。 (1) 健康診断結果を保護者に通知していない。	C C
(3) 健康状態等の把握	養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該園児に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うこと。	1 園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、必要に応じた対応をしているか。	(1) 学校保健安全法第9条	(1) 園児の健康状態を観察していない。 (2) 園児の心身の状況を把握していない。 (3) 園児の健康状態の観察が不十分である。 (4) 必要に応じた対応をしていない。 (5) 必要に応じた対応が不十分である。	C C B C B
(4) 虐待等への対応	園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに区市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。 2 不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 児童虐待防止法第5条、第6条 (2) 児童福祉法第25条 (3) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例第7条 (4) 子発0228第2号 (5) 子発0228第3号	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。 (1) 速やかに通告していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 感染症の予防	園長は、園内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をすること。園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができる。感染症により園児の出席停止を行った場合又は園の休業を行った場合には保健所に連絡すること。 また、園内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をすること。園の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うこと。	1 感染症の予防対策を講じているか。 2 感染症発生時にまん延防止対策・事後対策を適切に講じているか。	(1) 学校保健安全法第18条、第19条、第20条 (2) 学校保健安全法施行令第5条、第6条 (3) 学校保健安全法施行規則第21条	(1) 感染症の予防対策を講じていない。 (2) 感染症の予防対策が不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。 (3) 保健所及び地域の医療機関等との連絡、連携を速やかに行っていない。	C B C B C
(6) 安全対策の状況	1 園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めること。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具等を定期的に点検し、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める。 ・あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日付内閣府) ・園児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日付内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省事務連絡)	1 園児の事故防止に配慮しているか。	(1) 市条例第32条第1項 (2) 学校保健安全法第26条 (3) 府子本第679号通知	(1) 園児の事故防止に配慮していない。 (2) 園児の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・園児が日常的に利用する散歩経路や公園等について、危険箇所等の点検を行い、全職員で情報を共有する。 ・園外活動時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の職員が対応する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける園児の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して、迷子、置き去り防止策を徹底する。 参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日内閣府・厚生労働省事務連絡)「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省・内閣府事務連絡) ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日付内閣府)				
	2 園児の施設外での活動、取組等のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼等により、園児の所在を確認しなければならない。	2 自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。	(1) 学校保健安全法施行規則第29条の2第1項	(1) 自動車への乗降車の際に、園児の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、園児の所在確認が不十分である。	C B
	3 園児の安全確保を図るため、当該園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成すること。 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずること。	3 危険等発生時対処要領を作成しているか。	(1) 学校保健安全法第29条第1項、第2項	(1) 危険等発生時対処要領を作成していない。	C
	4 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うこと。この場合においては、必要に応じ、園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講ずること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。	4 事故が発生した場合に適切に対応しているか。	(1) 学校保健安全法第29条第3項 (2) 5福保子保第265号通知	(1) 事故発生後の対応が不適切である。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B
	5 次に掲げる事故等が発生した場合には町田市に報告すること。 ① 死亡事故 ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったも ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次の(1)、(2)又は(3)に該当する場合	5 事故が発生した場合に市に速やかに報告しているか。	(1) 市条例第32条第2項 (2) 成安第142号通知 (3) 5福祉子保第2253号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (3) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥ その他、園児の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(園児への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。				
特定教育・保育施設としての基準					
1 基本原則	1 特定教育・保育施設は全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保することを目指し、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行わなければならない 2 特定教育・保育施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育の提供に努めなければならない。 3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、密接な連携に努めなければならない。	1 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っているか。 2 人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ配慮を行っているか。 3 密接な連携を努める手立てを講じているか。	(1) 市条例第3条第1項 (1) 支援法第33条第6項 (2) 市条例第3条第2項 (1) 支援法第33条第4項 (2) 市条例第3条第3項	(1) 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない。 (1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。 (1) 市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービス・福祉サービスを提供するものとの連携に努めていない。	C C B
2 教育に関する基準 (1) 子どもの心身の状況の把握と保護者との連絡状況	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努め、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 2 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 市条例第10条 (2) 市条例第18条	(1) 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。	B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	3 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 市条例第11条	(1) 保護者と連絡をとっていない。	C
		4 急な病気等への対応を適正に行っているか。		(2) 保護者との連絡が不十分である。	B
(3) 教育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 小学校等との連携に努めているか。	(1) 市条例第12条	(1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	C
(4) 幼稚園教育要領に基づいた教育の提供	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 教育の提供について記録されているか。	(1) 市条例第12条	(1) 提供する教育の終了にあたり、円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めていない。	B
		2 教育の提供についての記録は十分か。		(1) 教育の提供について、必要な事項を記録していない。	C
(5) 教育内容の自己評価	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	2 教育の提供についての記録は十分か。	(1) 市条例第12条	(1) 教育の提供についての記録内容が不十分である。	B
(6) 相談及び援助	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 施設の区分に応じた適切な教育の提供を行っているか。	(1) 市条例第15条第1項第3号	(1) 幼稚園教育要領に基づき、心身の状況等に応じた適切な教育の提供を行っていない。	C
(7) 教育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供する教育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1) 市条例第15条第1項第3号	(1) 提供する教育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	C
(8) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第16条	(1) 提供する教育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	B
(9) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第17条	(1) 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努めていない。	C
(10) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第17条	(2) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、適切に応じていない。	C
(11) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第17条	(3) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。	C
(12) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 教育の提供が困難な場合適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 市条例第18条	(1) 教育の提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。	C
(13) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第18条	(1) 体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 差別の禁止	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 市条例第24条	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
(10) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 市条例第3条第4項 (3) 市条例第25条 (4) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第3条、第8条～第10条 (5) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
(11) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故発生時の対応・事故の再発防止のための指針が整備されているか。 2 事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。 3 事故の状況、処置について記録されているか。 4 損害賠償を速やかに行っているか。 ・損害賠償保険に加入しているか。	(1) 市条例第32条第1号 (2) 市条例第32条第2号 (3) 市条例第32条第3号 (1) 市条例第32条第2項 (1) 市条例第32条第3項 (1) 市条例第32条第4項	(1) 事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない。 (2) 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない。 (3) 事故発生防止委員会及び研修が定期的の実施されていない。 (1) 速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。 (1) 事故の状況及び処置についての記録がない。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。 (2) 損害賠償保険に加入していない。	C C C C C B
(12) 提供する教育・保育の記録	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の(1)から(5)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定教育・保育の提供に当たった計画 (2) 特定教育・保育の提供の記録 (3) 市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定教育・保育の提供に関する記録は整備されているか。	(1) 市条例第34条第2項	(1) 特定教育・保育の提供に当たった計画が整備されていない。 (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録を整備していない。 (3) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C C C

会 計 経 理 ・ 公 定 価 格 編

目 次

1 会計経理	
（1）会計の原則	1
（2）会計帳簿	1

特定教育・保育施設としての基準

1 利用者負担額の基準（会計）	
（1）利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	1
（2）会計の区分	2
（3）記録の整備	2
2 公定価格に関する基準	3

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計経理 (1) 会計の原則	園の設置者は、次に掲げる原則によって、会計処理を行い、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。 ① 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 ② すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。 ③ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 ④ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	1 会計の原則に従って、会計処理及び計算書類の作成を適切に行っているか。	(1) 学校法人会計基準第2条	(1) 必要な計算書類を作成していない。 (2) 計算書類が真実な内容を明瞭に表示していない。 (3) 会計帳簿が正確に作成されていない。 (4) 正当な理由なく、会計処理の原則等を変更している。	C C C C
(2) 会計帳簿	園は、資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿等の会計帳簿を備え、5年間保存しなければならない。	1 会計帳簿を適切に整備しているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な会計帳簿を整備していない。 (2) 会計帳簿を適切に保存していない。	C B
特定教育・保育施設としての基準					
1 利用者負担額の基準(会計) (1) 利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	1 特定教育・保育施設(市以外の者が設置する保育所を除く。)は、特定教育・保育(特別利用教育を含む。以下各項において同じ。)を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る支援法に規定する利用者負担額の支払を受けなければならない。 2 特定教育・保育施設(市以外の者が設置する保育所を除く。)は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る市条例第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額(以下「特定教育・保育費用基準額」という。)の支払を受けなければならない。 3 特定教育・保育施設は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払(以下「上乗せ徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、上乗せ徴収の額は当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。	1 利用者負担額の支払いを受けているか。 2 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けているか。 3 上乗せ徴収の金額は定められた範囲内で設定されているか。	(1) 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第3号 (2) 市条例第13条第1項 (1) 市条例第13条第2項 (1) 市条例第13条第3項	(1) 利用者負担額の支払いを受けていない。 (1) 法定代理受領を受けないとき、保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。 (1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	4 特定教育・保育施設は、1～3の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払(以下「実費徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、実費徴収は次の①から⑤までに掲げる費用のみとしなければならない。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及びそれらと同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が次に定める金額未満であるものに対する副食の提供 ・ 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合において、次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) ・ 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ④ 施設に通う際の提供に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、1～4の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、4の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得なければならない。	4 ①から⑤以外の実費徴収を行っていないか。 5 領収証を交付しているか。 6 使途・額・理由について書面で明らかにしているか。 7 上乗せ徴収について文書による同意を得ているか。 8 実費徴収について同意を得ているか。	(1) 市条例第13条第4項、第36条第3項 (1) 市条例第13条第5項 (1) 市条例第13条第6項	(1) ①から⑤以外の実費徴収を行っている。 (1) 費用の支払に対し、領収証を交付していない。 (1) 上乗せ徴収及び実費徴収の使途・額・理由について書面で明らかにしていない。 (1) 上乗せ徴収について保護者から文書による同意を得ていない。 (1) 実費徴収について保護者から同意を得ていない。	C C C C C C
(2) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	(1) 市条例第33条	(1) 特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(3) 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	1 会計等の諸記録を整備しているか。	(1) 市条例第34条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 公定価格に関する基準	特定教育・保育施設は、公定価格の加算（基本加算部分、特定加算部分）が認定された場合は、加算水準を満たす職員等の配置を行わなければならない。	1 公定価格における加算が適正であるか。	(1) 留意事項通知別紙1幼稚園 （教育標準時間認定1号） Ⅲ・Ⅵ	(1) 公定価格における加算が適正でない。	C